

## 宇部市地域活動推進助成金(新生活様式対応)交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後の社会、いわゆるアフターコロナ社会を見据え、今後の地域コミュニティの持続的発展を図るため、感染症対策として国が示した「新しい生活様式」の考え方を地域活動に取り入れ、実践する地域団体等に対し、宇部市地域活動推進助成金(新生活様式対応)(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内の地域団体(地域運営組織、コミュニティ推進協議会及びその構成団体)
- (2) 市内の地域団体と連携して事業を行う、宇部市内に活動拠点を有する市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体等

### (助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として国が示した「新しい生活様式」を、地域コミュニティ活動に取り入れ、地域における感染拡大の防止と地域コミュニティ活動の両立を図る事業(ソフト事業)であり、次年度以降も継続して実施するもの。
- (2) 助成金の交付決定を受けた日以降に着手し、当該年度の3月31日までに完了する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の団体又は個人が利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの
- (5) 反社会的活動を行う団体又は個人と関わりがあると認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

### (助成金の額)

第4条 市長は、予算の範囲内において助成金の額を決定する。

2 前項の規定における助成対象経費は別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体(次条において「申請者」という。)は、

宇部市地域活動推進助成金(新生活様式対応)交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、別に定める日までに申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、宇部市地域活動推進助成金(新生活  
様式対応)交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の助成金の交付決定は、同一年度内において、1申請者につき1事業限りとする。

(変更及び中止)

- 第7条 前条の助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定者」という。)が、  
交付決定を受けた後に第5条の規定により申請した内容等を変更又は中止しよう  
とするときは、速やかに宇部市地域活動推進助成金(新生活様式対応)変更交付申  
請書(様式第3号)に必要な書類を添付して提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により変更申請書が提出されたときは、これを審査し、必要  
に応じて助成金の交付決定額を変更し、宇部市地域活動推進助成金(新生活様式対  
応)変更交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

- 第8条 交付決定者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該  
事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇部市地域活動推進助成金(新生  
活様式対応)実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添付して、提出しなければ  
ならない。

(助成金の額の確定)

- 第9条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査  
し、適当であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、宇部市地域活動推進助  
成金(新生活様式対応)確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知する  
ものとする。

(助成金の請求等)

- 第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、宇部市地域活動推  
進助成金(新生活様式対応)交付請求書(様式第7号の1)を速やかに市長に提出  
しなければならない。

(助成金の概算払い)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第6条又は7条の規定による助成金の交付決定額の範囲内において、概算払いにより助成金を交付することができる。

2 前項の規定による助成金の概算払いを受けようとする交付決定者は、宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）概算払請求書（様式第7号の2）を市長に提出しなければならない。

(精算)

第12条 前条第1項の規定により概算払いを受けた交付決定者は、事業の完了後、第8条の実績報告書及び宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）概算払精算書（様式第8号）を市長に提出し精算しなければならない。

2 前項の規定により精算した結果、精算した額が既に受領した額を下回ったときは、市長は交付決定者に対して期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

(検査)

第13条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、第8条に規定する実績報告書に基づき交付決定者に必要な指示を行い、帳簿等関係書類を検査することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、助成金の交付決定後において、当該交付申請が交付要件を満たさないものと認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成事業の表示)

第15条 交付決定者は、事業の実施に際し、助成金による助成事業である旨の記載又は表示を行わなければならない。

(報告要請)

第16条 市長は、交付決定者に対して、事業報告会等の場において事業報告を要請できるものとし、交付決定者はこの要請に応じなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月29日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、助成金の必要性について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【別表】助成対象経費（第4条関係）

経費区分	経費説明
需用費	事業に使用する消耗品費など
通信運搬費	インターネットやクラウドに係る通信料、機械装置や器具等購入に係る配送料など（当該事業の実施年度内のものに限る。委託料、使用料及び賃借料も同じ。）
委託料	WEBの制作やシステム構築業務、マニュアル作成、システム等の導入に関する外部専門家のコンサル経費など
使用料及び賃借料	クラウド使用料やシステム使用料、WEB・メールサーバ使用料など
機械装置費・備品購入費	システム構築に係る機械装置や通信機器類、PC・タブレットの購入、イベント会場等での設備など、事業実施に要する備品の購入及び設定・据付に要する経費

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇 部 市 長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
連絡先  
印

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）の交付申請をします。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 申請額

(1) 事業に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

(2) 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 経費明細書（別紙2）

※ 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）

(3) 参考資料

様式第1号（第5条関係）

別紙1

## 事業計画書

1 事業名	事業の内容を表現するような適切な名称を記入すること。
2 事業目的	
3 実施場所 ・利用者(想定数) ・主な活用場面 など	
4 事業内容 (1) 事業実施の背景・必要性 (2) 取組内容 (3) 期待される効果 (4) 事業運営体制 (1)～(4)の各項目について、詳しく記載すること。	
5 その他	

○各項目において、「新生活様式への対応」という視点を踏まえて記載すること。（どのように取り入れるのかなど。）

○本計画書については、2枚以内に収めること。

担当者氏名

電話

Mail

様式第1号（第5条関係）

別紙2

## 経費明細書

（単位：円）

経費区分	総事業費 (税込み)	助成対象経費 (税込み)	助成金 交付申請額 (税込み)	積算基礎(税込み)
需用費	円	円		
通信運搬費	円	円		
委託料	円	円		
使用料及び賃借料	円	円		
機械装置費・備品購入費	円	円		
その他経費	円	—		
合 計	円	円	円	

○団体維持運営に係る経常的経費や投資的経費、その他飲食・金品購入費等は助成の対象外とする。

○助成金交付申請額の欄は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。（上限額は50万円）

○総事業費の欄は、当該事業を遂行するために必要な経費（助成対象外経費も含む。）を記入すること。

○積算基礎の欄は、各経費の名称及び積算明細（単価・税込×数量）を記入すること。記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に記入し、添付すること。また、積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）も併せて提出すること。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

団体名  
代表者

様

宇部市長 久保田 后子

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付決定通知書

年 月 日付けで提出された宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付申請書について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 助成事業に係る経費又は内容に変更が生じるときは、市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業に要する経費は、助成事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 助成事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

宇 部 市 長 様

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名 印  
連 絡 先

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた  
下記事業について、内容を変更して実施したいので、宇部市地域活動推進助成金  
（新生活様式対応）交付要綱第7条の規定により、変更交付申請書を提出します。

記

1 事 業 名 \_\_\_\_\_

2 変 更 理 由

3 変 更 の 内 容 別紙3 変更事業計画書  
別紙4 経費明細書

4 変更後の申請額（助成金の交付決定額を変更しない場合は、記入不要です。）

変更前の交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

様式第3号（第7条関係）

別紙3

## 変更事業計画書

1 事業名	(変更前)
	(変更後)
2 事業目的	(変更前)
	(変更後)
3 実施場所	(変更前)
	(変更後)
4 事業内容 (1) 事業実施の背景・ 必要性 (2) 取組内容 (3) 期待される効果 (4) 運営体制	(変更前)
	(変更後)
5 その他	(変更前)
	(変更後)

○変更又は中止しようとする項目のみ記載すること。

担当者氏名

電話

Mail

様式第3号（第7条関係）

別紙4

## 経費明細書

（単位：円）

経費区分	総事業費 (税込み)	助成対象経費 (税込み)	助成金 交付申請額 (税込み)	積算基礎(税込み)
需用費	円	円		
通信運搬費	円	円		
委託料	円	円		
使用料及び賃借料	円	円		
機械装置費・備品購入費	円	円		
その他経費	円	—		
合計	円	円	円	

○団体維持運営に係る経常的経費や投資的経費、その他飲食・金品購入費等は除く。

○助成金交付申請額の欄は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。（上限額は50万円）

○積算基礎の欄は、各経費の名称及び積算明細（単価・税込×数量）を記入すること。記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に記入し、添付すること。また、積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）も併せて提出すること。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

団体名  
代表者 様

宇部市長 久保田 后子

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）の変更につきまして、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 変更後の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

宇 部 市 長 様

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名 印  
連 絡 先

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）実績報告書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた事業を完了したので、宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添えて実績を報告します。

記

1 助成対象事業の内容

2 助成対象事業の完了日 年 月 日

3 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- (1) 経費明細書(決算) (別紙5)
- (2) 領収書
- (3) 事業実施状況が確認できる写真

様式第5号（第8条関係）

別紙5

経費明細書（決算）

（単位：円）

経費区分	総事業費 (税込み)	助成対象経費 (税込み)	助成金 交付申請額 (税込み)	積算基礎(税込み)
需用費	円	円		
通信運搬費	円	円		
委託料	円	円		
使用料及び賃借料	円	円		
機械装置費及び備品購入費	円	円		
その他経費	円	—		
合計	円	円	円	

○助成金交付申請額は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

団体名  
代表者 様

宇部市長 久保田 后子

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）確定通知書

年 月 日付けで提出された宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）実績報告書について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金概算払済額	_____円
2 助成金確定額	_____円
3 戻入額	_____円

様式第7号の1（第10条関係）

年 月 日

宇 部 市 長 様

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名  
連 絡 先

印

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付請求書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた下記事業について、宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）を請求します。

記

1 事 業 名 \_\_\_\_\_

2 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

振込先口座

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> （ ）	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）
店舗名	<input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> （ ）	口座番号	.....
(カカ) 口座名義			



様式第7号の2（第11条関係）

年 月 日

宇 部 市 長 様

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名  
連 絡 先

印

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）概算払請求書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた下記事業について、宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）を請求します。

記

1 事 業 名 \_\_\_\_\_

2 請 求 額

(1) 助成金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 助成金概算払済額 \_\_\_\_\_ 円  
(3) 今回請求額 \_\_\_\_\_ 円  
(4) 差引残額 \_\_\_\_\_ 円

振込先口座

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> ( )	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ( )
店舗名	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> ( )	口座番号	.....
(カカ) 口座名義			

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

宇 部 市 長 様

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名  
連 絡 先

印

宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）概算払精算書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた下記事業について、概算払いを受けて事業を実施しましたので、宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

- |           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 1 概算払受領額  | _____ | 円 |
| 2 精 算 額   | _____ | 円 |
| 3 差 引 残 額 | _____ | 円 |
| 4 戻 入 額   | _____ | 円 |
- （精算額が、概算払受領額を下回ったとき）

※「3 差引残額」があるときは、「宇部市地域活動推進助成金（新生活様式対応）交付請求書」（様式第7号の1）も併せて提出してください。